

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進  
 主な取組 1 DVの根絶

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
18	相談・支援体制の充実(再掲)	(再掲9)			—	—		子ども課
19	公的機関・民間団体等との連携の強化	女性相談業務の中で、一時保護や施設入所の必要性がある場合等、県女性相談センターや警察、他の市町村等の関係機関と連絡・調整を行い、要保護女子の適切な保護を実施する。	○婦人一時保護 3件(水戸市から) 6件(他機関から) 合計 9件  ○母子生活支援施設入所 2件	県女性相談センターや警察等との連携のもと、要保護女子が安心して生活できるよう県婦人相談所の一時保護や母子生活支援施設への入所支援を実施した。	9,311	28,920	要保護女子の適切な保護を図るため、関係機関等との連携を強化する。	子ども課
20	DV対策基本計画の策定・推進	女性相談と家庭児童相談との一体的な支援体制のもと、関係機関等との連携により、DVの未然防止や被害者の適切な保護等に努めており、さらに、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図るため、「水戸市DV対策基本計画」を策定し、各施策を推進する。	○庁内DV対応マニュアル改訂  ○DV対策連絡会議 0回  ○DV対策連絡会議実務担当者会議 1回  ○庁内DV対応研修会  ○DV対策基本計画(第2次)策定基礎調査実施	「水戸市DV対策基本計画」を策定したことにより、被害者の立場に立った支援の一層の充実を図ることができる。今後、各種施策を推進するためには各関係機関の連携が必要になる。	1,078	90	・配偶者暴力相談支援センターの運営 ・DV被害者とその子どもに対する支援の充実 ・DV対応マニュアルの運用 ・庁内DV対応研修会の開催 ・DV対策基本計画(第2次)策定	子ども課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進  
 主な取組 1 DVの根絶

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
21	DVの根絶に向けた学習の促進	女性のために、開発された自己防衛プログラムWEN-DOにより、最小限の力で暴力から身を守ることを、実践方法で学ぶ。また、DVについても講座で学ぶ。	○夏休み！親子で学ぶ WEN-DO講座 ～子どもと学ぶ、危険から身を守る方法～ 開催日：7月31日(水) 参加者：24人  (再掲1の一部)	昨年の実績を踏まえ、親子講座として開催した。親も子も理解しやすいように、DVについての講義と実技のバランスのとれた内容とするなどの改善を行った	(50)	(40)	引き続き、内容を検討しながら実施していく。	男女平等 参画課
		茨城県福祉相談センターが主催するDV対応研修会やNPO法人が主催するDV対応研修交流会等に参加し、ケースワーカーや婦人相談員の相談対応能力をより一層向上することで、DV被害者支援の充実を図る。	○茨城県福祉相談センター主催のDV対応研修会、NPO法人主催の研修交流会、日立らぼーる協会のDV講演会、ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議(県央地域)等に参加し、相談対応能力の向上を図った。	DV対応研修に参加し、DVに対する知識や支援方法等を学び、DV被害者支援の一層の充実を図ることができた。 今後、DV被害者支援に携わる相談員、ケースワーカー等の専門性の向上、及び関係職員のDVについての理解を深めることが求められる。	11			

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進  
 主な取組 1 DVの根絶

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
22	DVの根絶に向けた広報啓発及び情報提供	<p>国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発事業を実施する。また、情報誌やホームページで相談窓口等に関する情報の提供を行う。</p>	<p>○11月中旬の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に運動を啓発するために、取組みの意義やシンボルのパープルリボンを掲示した。</p>	<p>女性に対する様々な暴力の根絶に向けた人権意識の啓発や教育について、あらゆる機会をとらえて、周知していく必要がある。</p>	—	—	<p>11月中の運動期間内に関係機関等と連携し啓発事業を実施する。また、情報誌、ホームページ等の情報提供の充実を図る。</p>	男女平等 参画課
		<p>配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの基本的な考え方のもと、市民の理解を深め、配偶者からの暴力を容認しない社会づくりのための啓発活動を実施する。</p>	<p>○オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン（水戸まちなかフェスティバル、水戸ホーリーホックホームゲーム会場、サイバーダイン茨城ロボッツホームゲーム会場、パープルライトアップ）を実施し、リーフレット等の配布による配偶者暴力相談支援センターの周知を行った。</p> <p>○ホームページや広報紙などを活用し、相談窓口等に関する情報の提供を行った。</p>	<p>パープルリボンキャンペーンを通じて、女性に対する暴力根絶に向けた意識啓発を推進した。</p>	150	<p>・オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン及びオレンジ・パープルライトアップの実施          ・ホームページや広報紙による相談窓口等の情報発信</p>	子ども課	
23	DV被害・虐待がある児童への支援の充実	<p>ケースワーカー及び家庭児童相談員を配置し、養育や発達、家庭児童福祉の向上を図るため、相談・助言指導を行う。</p>	<p>○家庭児童相談対応件数（延べ件数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性格・習慣 2011件</li> <li>・知能・言語 102件</li> <li>・学校生活等 361件</li> <li>・非行 0件</li> <li>・家族関係 7,924件</li> <li>・虐待 2,838件</li> <li>・環境福祉 194件</li> <li>・心身障害 19件</li> <li>・その他の相談 63件</li> <li>合計 13,512件</li> </ul>	<p>DV対応研修に参加し、DVに対する知識や支援方法等を学び、DV被害者支援の一層の充実を図ることができた。</p> <p>今後、DV被害者支援に携わる相談員、ケースワーカー等の専門性の向上、及び関係職員とのDVについての理解を深めることが求められる。</p>	5,121	1,227	<p>・市要保護児童及びDV対策地域協議会の運営強化          ・ホームフレンド事業の推進</p>	子ども課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

主な取組 1 DVの根絶

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
24	【新規】若年層へのデートDVに関する啓発の推進	デートDVに関する知識等の情報提供や、対等な人間関係を築くための教育を実施する。	○ホームページで若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題について掲載した。	デートDVの防止や将来のDVの防止のため、若年層に対してこれらの問題に対して考える機会を提供する必要がある。	—	—	相談窓口等の情報提供等や、情報誌等での啓発、講座の開催を検討しながら実施していく。	男女平等 参画課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

主な取組 2 セクシャルハラスメント等防止対策の推進

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課	
25	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する広報啓発及び情報提供	男女平等参画塾で人権問題をテーマとした講座を開催する。	○夏休み！親子で学ぶ WEN-DO講座～子どもと学ぶ、危険から身を守る方法～ 開催日：7月31日(水) 参加者：24人 (再掲21)	講座の中で、相談機関のチラシ等の配布等、各相談機関の情報提供の工夫が必要である。	(50)	(40)	引き続き、内容を検討しながら実施していく。	男女平等参画課	
		セクシャル・ハラスメント等を防止するため、相談・苦情体制を整備し、職員に対して周知する。	○水戸市ハラスメント防止等に関する規程及びハラスメント防止マニュアルに基づき、相談体制を確保している。 ○職員へ上記規程等の周知を図った。	前年度に引き続き、職員からのセクハラ等に関する相談に随時対応する体制を整えた。	—		引き続き、規程及び相談体制等の周知を図る。		人事課
		リーフレット配布等による啓発	○リーフレットを課窓口に設置し、周知・啓発を行った。	効果的な周知方法について、検討する必要がある。	—		リーフレット配布等による啓発		商工課
26	セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境づくり	セクシュアル・ハラスメントの防止に係る講座の開催やリーフレット等による啓発を行う。	○情報提供を行うとともに、施設内にリーフレットを配置するなど防止に関する啓発を行なった。	各関係機関等との情報交換などを活発に行い、相談窓口の紹介など、円滑に情報提供ができるようにする必要がある。	—	—	引き続き、講座やリーフレット等により、啓発の機会を作っていく。	男女平等参画課、 商工課	

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進  
 主な取組 2 セクシャルハラスメント等防止対策の推進

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
	セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクハラが人権問題であるとの認識を深めるため、職員研修の中で「セクハラ防止」の啓発を行う。</li> <li>セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための体制を整備する。</li> </ul>	<p>○意識啓発研修において、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止対策を内容とした「ハラスメント防止研修」を実施した。        開催日：令和2年1月15日(水)        場所：本庁舎4階中会議室        対象：本研修未受講の管理職員等指名職員、外郭団体職員及び、定住自立圏構成市町村の職員 51名</p> <p>○近年ではセクシャル・ハラスメントの他、職場のいじめや嫌がらせの問題も顕在化してきており、ひとつのハラスメント行為がセクシャル・ハラスメントであると同時にパワー・ハラスメントでもあるなど、各種のハラスメントは全く別のものではなく、それぞれ関連性も生じる場合もある。        そのため、セクシャル・ハラスメントに限らず、あらゆるハラスメントを防止するために水戸市ハラスメント防止等に関する規程に基づき、相談体制を確保している。</p>	<p>管理職員等に対し、ハラスメントの種類や現状を認識してもらうとともに、適切な指導とハラスメントの違い等の意識啓発ができた。</p> <p>前年度に引き続き、職員からのセクハラ等に関する相談・苦情を受ける相談員を置き、随時対応する体制を整えた。</p> <p>水戸市ハラスメント防止等に関する規程に基づき相談員を設置し、職員へ周知した。</p> <p>また、課題としていたセクハラ防止の啓発も職員研修で実施した。</p>	128	202	<p>意識啓発研修において、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止対策を内容としたハラスメント防止研修を実施する予定である。</p> <p>実施時期：令和2年11月13日(金)        研修会場：本庁舎4階中会議室        研修対象：本研修未受講の管理職員等指名職員</p>	人事課
27	【新規】事業者への防止方針策定や相談窓口設置への働きかけ		実施なし		—	—	ハラスメントの事例等を防止マニュアルなどで分かりやすく啓発する。	男女平等参画課、商工課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進  
 主な取組 1 性と生殖に関する健康と権利の確立

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
28	性と生殖に関する権利に関する学習の促進	女性には妊娠・出産などを通して男性とは異なる健康上の課題があるため、性と生殖に関する健康と権利の考え方に対する理解を促し、社会に広く定着するよう各種啓発活動を行う。	実施なし	性や生殖に関して特化した啓発講座や情報誌等を活用した情報提供に努める必要がある。	—	—	啓発講座を企画する。	男女平等 参画課
		妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、夫婦一緒に出産を迎え協力して育児や家庭教育ができるように教室を開催する。	○ハローベビークラス 対象：初妊婦（プレパパコースは初妊婦とその夫） 場所：保健センター 内容： ①マタニティコース 妊娠中の日常生活の過ごし方、赤ちゃんの保育 ②プレパパママコース 「ふたりで育てる大切ないのち」妊婦疑似体験、赤ちゃん抱っこ、沐浴実習 実施回数：26回 参加者数：855人	①マタニティコースは、妊娠中の健康管理や育児に関する知識の習得に加え、妊婦同士の交流も図ることができた。 ②プレパパママコースでは、沐浴、妊婦疑似体験などを通して、父親になる意識が高まるとともに夫婦一緒に妊娠・出産・育児について考えるきっかけとなっている。	148	201	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ内容等を変更して実施 ○動画配信 妊娠中の栄養、歯の衛生、保育など ○マタニティコース 赤ちゃんの保育 ○プレパパママコース 赤ちゃん抱っこ、沐浴実習	地域保健課
29	思春期の性に関する相談と学習機会の充実	思春期の性に関する悩み等に対して、ピアカウンセラーと専門相談員による個別電話相談を実施。 ・実施方法 いばらき思春期保健協会に委託 ・対象 思春期の男女 ・相談日時 毎週土曜日 午後1時～5時	○実施回数：41回 ○相談件数：392件	専門の講習を受けた同年代の相談員が対応しているため、気軽に相談することができる。 事業についての異なる周知を図っていく必要がある。	374	374	前年度同様実施	地域保健課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進

主な取組 1 性と生殖に関する健康と権利の確立

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
					—			
30	小中学生を対象にした性教育の充実(再掲)	(再掲11)			—			地域保健課
		(再掲11)			—			総合教育 研究所

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進  
 主な取組 2 性別に応じた健康支援

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
31	女性, 男性特有のがん検診の実施	<p>がんの早期発見と早期治療のため、検診の実施と受診勧奨を推進する。がん検診の実施と国のがん検診の総合支援事業に基づき、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者に対し、無料クーポン券と検診手帳を郵送することで、知識の普及と受診勧奨をする。</p> <p>女性            ・子宮頸がん検診：20歳以上            ・乳がん検診：30歳以上</p> <p>男性            ・前立腺がん検診：50歳以上</p>	<p>○受診者数（対象者数）            ・子宮頸がん検診:2,515人(59,048人)            ・乳がん検診:5,744人(54,699人)            ・前立腺がん検診:4,398人(25,565人)</p> <p>○受診率向上のため、乳幼児健診時や小学校の保護者、大学生や専門学校生を対象に、また各種イベントにおいて子宮頸がん検診の受診勧奨のチラシを配布した。</p> <p>○子宮頸がん検診については、平成29年度より細胞診とHPV検査の併用検診とし、早期がんの発見のため精度を高め、両結果とも陰性者は隔年受診とした。</p> <p>○乳がん検診について、受診者の利便性を考慮し、託児付きの検診日を設定した。</p> <p>【受診勧奨通知】            無料クーポン券の送付            ・子宮頸がん検診(21歳)            ・乳がん検診(41歳)            はがきによる勧奨通知            ・子宮頸がん検診(31歳)            ・乳がん検診(45歳)</p>	<p>県や国は、がん検診の受診率を50%としているが、本市においては、子宮頸がん、乳がん検診ともに7～10%台を推移している。</p> <p>受診率向上のため、乳幼児健診や小・中学校の保護者を対象に、受診勧奨のチラシを配布し受診率はわずかに増加した。今後も、がん予防についての知識を普及し、がんの早期発見のため受診勧奨の対策が必要である。</p>	74,007	65,335	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ検診の開始時期を検討する。</p> <p>【受診勧奨通知】            無料クーポン券の送付            ・子宮頸がん検診(21歳)            ・乳がん検診(41歳)            はがきによる勧奨通知            ・子宮頸がん検診(31歳)            ・乳がん検診(45歳)</p>	地域保健課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進  
 主な取組 2 性別に応じた健康支援

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
32	骨粗しょう症 検診事業の実施	<p>寝たきりの原因として骨折が多いため、若い年代から骨密度検査を行い健康管理を行う必要がある。</p> <p>このため、18歳以上の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施する。</p> <p>会場：保健センター 常澄保健センター 内原保健センター</p>	<p>○受診者数 1,567人</p> <p>○対象者数 74,664人</p>	<p>18歳以上の女性が対象で、年齢の上限を設けていない。</p> <p>骨粗しょう症は女性ホルモンと因果関係があるため、検診を受ける時期や間隔の目安を決めているが、希望があれば受信可としている。年々受診者数は増えており、受診者の6割が所有見者で、治療中の者が多数受診している可能性がある。30年度の実績から、12.8%は75歳以上の者である。</p>	3,658	4,144	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ検診の開始時期を検討する。	地域保健課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進  
 主な取組 3 妊娠・出産等に関する健康支援の充実

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
33	妊産婦健康診 査・保健指導 の充実	<p>妊婦の健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行う。</p> <p>対象：妊婦</p> <p>○妊婦一般健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法：医療機関委託</li> <li>・健診費用：14回分を公費負担</li> <li>・内容：問診，保健指導，定期検査，血液型検査，抗体検査 等</li> </ul> <p>○妊婦歯科健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法：医療機関委託</li> <li>・内容：歯科健康診査</li> </ul> <p>○妊産婦相談</p> <p>妊娠生活を安心して過ごし、出産育児の不安を解消するため保健師等が面接相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：妊産婦</li> <li>・場所：三の丸臨時庁舎 保健センター 常澄保健センター 内原保健センター</li> <li>・相談日：月～金曜日</li> </ul>	<p>○妊婦一般健康診査：受診者延25,773人</p> <p>○妊婦歯科健診：受診者900人</p> <p>○妊婦相談（妊娠届等）</p> <p>回数：244回 相談者：2,152人</p> <p>○（新規）産婦健康診査：受診者3,644人</p> <p>産後うつ病や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後1か月に、医療機関等に委託し、健診費用を1人2回公費負担し、健康診査を実施</p> <p>○妊産婦支援事業</p> <p>産前産後支援センター「すまいるママみと」</p> <p>妊娠期から産後1年までの妊産婦に対して、保健師助産師の母子保健コーディネーター4名が切れ目のない支援を関係機関と連携しながら提供。</p> <p>相談件数：1,400件</p>	<p>定期的な健康診査を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に結びついている。</p> <p>妊産婦相談では、産前産後支援センター「すまいるママみと」の開設により早期に支援が必要な妊産婦を把握し必要な支援体制を構築しやすくなり出産子育て環境の充実が図れた。更なる周知が必要である。</p>	206,296	260,081	前年度同様実施	地域保健課

基本方針 I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現  
 基本施策 ③ 互いの性への理解と健康づくりの推進  
 主な取組 3 妊娠・出産等に関する健康支援の充実

No	具体的事業	事業概要	令和元年度実施状況	事業の効果・課題	令和元年度 決算額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和2年度事業計画	担当課
34	妊産婦医療費の支給	健康保険に加入している妊産婦に対して、医療費の一部を助成する。	○令和元年度平均受給者数 妊産婦：1,468人	健康保険に加入している妊産婦の医療費負担を軽減することができた。今後、保健所地域保健課等の関係部署と協力して事業を推進していく。	105,492	115,000	前年度同様実施。	国保年金課
35	働く女性の母性健康管理の啓発	妊娠中及び出産後の女性労働者が休暇をとりやすくするための「母性健康管理指導事項連絡カード」が掲載されているパンフレットを配布する。	○母子健康手帳交付時に配付	働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定められていることの情報が得られる。連絡カードの利用で、医師からの指導事項を会社に的確に伝えることができる。	—	—	前年度同様実施	地域保健課
36	不妊治療への助成金等の支援	○不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦に対し、茨城県の助成に加えて1回の治療につき上限50,000円の助成を行う。  ○不育症（2回以上の連続した流産、死産等）の治療を受けた夫婦に対し年度内上限50,000円の助成を行う。	○不妊治療費助成件数：301件  ○不育症治療費助成件数：3件	不妊及び不育治療を受ける夫婦の、経済的負担が軽減できている。 不妊及び不育治療等に関する知識の普及、周知が必要である。	12,402	90,500	前年度同様実施	地域保健課

